

改正 平成20年4月1日
平成23年4月1日

平成22年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学費支弁が困難な大学学部学生について、学業の継続を可能にする奨学金について必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 有資格者は、大学学部学生（留学生を除く）で原則として最短修業年限で卒業できる見込みの者のうち、次の各号の基準を満たす者とする。

一 家計基準

前年度の家計が別に定める収入基準額以下とする。

二 成績基準

1 年次学生は問わない。2 年次以上の学生は、次の二つを満たす者とする。

ア 前年度までの修得単位数が、1 年度あたり平均30単位以上

イ 成績評価が、次の計算式で2.0以上

$$\left(\text{優の単位数} \times 3 \right) + \left(\text{良の単位数} \times 2 \right) + \left(\text{可の単位数} \times 1 \right) / \left(\text{修得総単位数} \right)$$

2 家計支持者に過去1年以内に原則次の理由により家計急変が生じ、その後1年間の家計が収入基準額を下回ることが申請時に確実であると学生委員会が認めた場合は、前項の家計基準、成績基準を満たさなくとも申請できるものとする。

ア 会社の倒産等により解雇、又は早期退職した

イ 死亡又は離別した

ウ 破産した

エ 病気、事故、災害、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少した

（奨学生の決定）

第3条 奨学生は、別に定める期間に希望者を公募し、有資格者の中から学生委員会において選考の上決定する。

第4条 奨学生の選考は、次のとおりとする。

一 有資格者の中から家族の収入を元に算出した経済的困窮度等により総合的に選考する。

二 必要により面接を行い、人物評価を加味する。

（奨学生の定数）

第5条 奨学生の定数は、80名程度とする。

（奨学金の給付金額）

第6条 給付金額は、在籍学部学科の第2期分授業料相当額とする。

（奨学生の発表及び奨学金給付方法）

第7条 奨学生の発表は、学生委員会の決定後に掲示をもって行い、奨学生決定通知書を交付する。

また、奨学金の給付は、別に定める期間に、第2期分「学費振込依頼書」を学生課に提出し、その領収書をもって給付及び第2期分の授業料納付とする。ただし、第2期分納付金が既に納入済の場合は、本人名義の口座届の提出により、その口座に振り込むことにより給付とする。

（奨学生の資格取消）

第8条 奨学金の給付期間中に奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

一 大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合

二 退学又は休学の場合

（他の奨学金との関係）

第9条 この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。ただし、学習院大学奨学金（貸与）の第2期分の貸与は認めない。

（担当部課）

第10条 この細則に係る事務は、学生課が担当する。

（改正）

第11条 この細則の改正は、学生委員会の発議に基づき、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。